

1. 通常料金(条例に規定する額と同額)

使用区分		単位	基本利用料	付加利用料	
				冷房	暖房
会議室		1時間当たり	400円	200円	200円
トレーニング エリア	児童及び生徒	1人につき	110円	—	—
		1日当たり			
	一般	1人につき	330円	—	—
		1日当たり			

備考

1 会議室の使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間として計算する。2 「トレーニングエリア」とは、トレーニングルーム、更衣室及びシャワールームをいう。

3 トレーニングエリアの更衣室のみを使用する場合の基本利用料は、1人につき1日当たり110円とする。

4 市外に住所又は所在地を有する者が会議室を使用する場合の基本利用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。5 入場料を徴収し、又は営利、宣伝その他これらに類する目的で使用する場合の基本利用料は、この表に定める額の3倍の額とする。ただし、備考4の適用がある場合は、その適用後の額の2.5倍の額とする。

6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。7 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。

2. トレーニングルーム及びシャワールームの利用に当たり、市内在住者が回数券を購入するとき

使用区分	単位	使用料
児童及び生徒	5回分で6回券	550円
一般		1,650円